

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和3年11月11日（木） 14:00～16:09

2. 出席者

【顧問】

川路部会長、阿部顧問、岩田顧問、岡田顧問、近藤顧問、鈴木雅和顧問、
中村顧問、平口顧問、水鳥顧問

【経済産業省】

江藤環境審査担当補佐、野田環境審査担当補佐、須之内環境審査専門職、
萬上環境影響評価係長 他

3. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

①コスモエコパワー株式会社（仮称）中紀第二ウィンドファーム事業

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、和歌山県知事意見、環境大臣
意見の説明

②コスモエコパワー株式会社（仮称）新岩屋ウィンドパーク事業

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意
見の説明

③コスモエコパワー株式会社（仮称）新むつ小川原ウィンドファーム事業

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意
見の説明

4. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 環境影響評価準備書の審査について

①コスモエコパワー株式会社「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、和歌山県知事意見、環境大臣
意見について、質疑応答を行った。

②コスモエコパワー株式会社「(仮称) 新岩屋ウィンドパーク事業」

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意

見について、質疑応答を行った。

③コスモエコパワー株式会社「(仮称) 新むつ小川原ウィンドファーム事業」

準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意見について、質疑応答と審議を行った。

(3) 閉会の辞

5. 質疑応答

(1) コスモエコパワー株式会社「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」

<準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、和歌山県知事意見、環境大臣意見>

○顧問 まず1件目、(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書ということで、事業者はコスモエコパワー、コンサルは日本気象協会ということです。準備書、それから補足説明資料が出されておりますけれども、意見概要と事業者見解等について、早速先生方から御意見、コメント等がございましたら、よろしくお願ひいたします。大気質関係の先生、お願ひいたします。

○顧問 私からは補足説明資料の45番についてです。これは私の質問の仕方がよくなかったのかもしれないのですけれども、45番ですと、「累積的影響(風車の影)の評価について記載しなくてよいでしょうか」という質問に対して、事業者からは、「隣接して計画されております(仮称) DREAM Wind 和歌山有田川～詳細な配置について情報が公開されていないため、累積的影響について記載をしておりません」という御回答なのです。この質問の意味は、単独で、例えば風車の影を評価している場合には、予測の手法とか予測の結果というのが書いてあって、その後に評価の結果というのが書いてあるのですけれども、この累積的影響に関しては、現在、隣の中紀ウィンドファームだけを考慮して記載されています。そして、予測の手法と予測の結果は書いてありますけれども、その評価の結果が書いていないのではないですかと、そういう質問であって、ほかの風車について、特に考慮するか、しないかに関わらず、評価が書いていないのはまずいのではないかという質問だったのですが、どうでしょうか。

○顧問 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 回答させていただきます。先生の御質問の理解が不十分で誠に申しわけありませんでした。評価についても記載させていただきます。

○顧問 57番も同じ質問ですので、よろしくお願ひします。

○事業者 はい、分かりました。

○顧問 では、ほかの先生方、いかがでしょうか。水関係の先生、どうぞ。

○顧問 まず幾つか、私から事前に質問させていただいて、大体要望どおりの御回答をいただいています。特に補足説明資料の40番のところで、完全混合モデルによる定量的な予測もしていただき、評価書にも記載していただくということで、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、補足説明資料42番で別添資料として出していただいた図面は非常に分かりやすく、大変結構だと思います。この図は、やはり評価書に記載していただくと、評価結果の理解がよりしやすくなると思いますので、できれば評価書に記載していただければと思います。

○顧問 事業者はよろしいですか。

○事業者 分かりました。評価書に、参考資料扱いにするかもしれませんが、記載をさせていただきます。

○顧問 私の後の43番のほかの顧問の質問にも答えるものになると思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。

○顧問 今、名前が出てきたので、よろしいでしょうか。

○顧問 どうぞ。

○顧問 出てきました43番のところに関連して、コメントをさせていただきます。

濁水の到達予測結果、結構細かくやられていまして、今の顧問から指摘のあったデータがないとなかなか理解が進まないというようなものかと思いました。分かりにくかった原因としては、どういう考え方の中でこういう評価をされようとしているのか、全体として最初に書いてあれば、多分、分かりやすかったと思うのです。読む方が分かるような表現を、あるいは記載を工夫していただければと思いました。今の箇所については今の顧問と同じような意見ですので、よろしくお願ひいたします。

それから12番のところで、CO₂排出のことについて少しお聞きしたのですが、関西電力の排出原単位と書かれていますが、一般送配電事業者としての数値、すなわち関西電力に限らず、全電力の共通する値としての排出量が使用されています。関西電力のというのは間違いではないのですが、一般送配電事業者の平均値だとちゃんと書いていただいた方がいいのかなと思いました。

○事業者 CO₂の、今の調整後排出係数につきましては分かりやすいように、また記

載を追加いたします。

○顧問 騒音関係の先生、手が挙がっていますね。よろしくどうぞ。

○顧問 今日、ほかの騒音関係の顧問が御欠席ということなので、お聞きしたい点があるのですけれども、33番の「累積的影響の予測について」です。6デシベル程度、累積的な影響で増加するので、「事後調査を行うこととしています」と記載されているのですけれども、事後調査は非常に有効で、よい取組だと思うのですが、具体的にどのような調査をされるのか、お聞きしたいです。

○事業者 基本的に現況調査と同じような形になるのですけれども、環境省のマニュアルに基づいた形で、秋季と春季の2季で、それぞれ96時間の連続測定をして、風車騒音を測定する予定にしております。

○顧問 そういう意味ではなくて、風車がどういう状況のときの音を測定するのですか。

○事業者 その測定の中で、オンオフ調査を含めた形での調査を計画しております。

○顧問 要は、環境省のマニュアルというのは、測定側の状況だと思うのですけれども、よく御存じのように、風車は基本的に回転速度で出てくる音なので、ブレードが何回転の速さで回っているのか、風速条件で見ると、測定しているところの風速と、いわゆるナセル周辺での風速というのは全く違うものなので、できれば、ナセルがどのような稼働状況をしているときの測定結果というようなことでオープンにしてほしいと思うのです。

○事業者 分かりました。ちょっと説明不足で申しわけありません。カットインから定格風速の間の風で有効データとして満たされるような形で測定を計画しております。

○顧問 なので、できれば定格回転しているときのデータを取っていただいた方がいいかと思いますので、別に春とか秋とか、限定しなくていいと思うのです。ちゃんと風車が発電していて、定格回転しているときのデータを取ればいいだけなので、季節とかあまり関係なく、事後調査をやっていただければいいかと思います。

○事業者 分かりました。

○顧問 では、生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 事前には意見は出していなかったのですけれども、全体的には、かなり既設の道路を使って、いろいろ影響を最小化されているというところで、できるだけ影響が出ないようにはしていただいているのではないかと思います。ただ、盛土・切土の工事が入るわけですけれども、第2章、前の方に、通常でしたら法切りが出た後、どう処理す

るかということで緑化計画というのが入っていると思うのですが、準備書を拝見して、緑化計画に関する記載が全くなかったので、ここは、緑化は行わないで、何か処理されるのかとも思ったのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事業者 コスモエコパワーです。今回の計画では、緑化については特段行わないという計画で進めさせていただいております。

○顧問 了解しました。斜面の状態とかは、何か工事のところで書いてあるのですか。法面等の処理についてはどこかに記載がございますか。

○事業者 法面等については、補強土壁工等ということで記載させていただいております。

○顧問 何ページですか。

○事業者 30ページに記載がございます。

○顧問 ここですね。緑化に伴う植栽計画、了解いたしました。これが書いてあれば問題ございません。モルタル吹きつけを行うということですね。了解いたしました。

○顧問 では、ほかに。そうしたら私から幾つか。

補足説明資料の27ページの49番の私の質問です。環境類型区分ごとの特徴の、本文の記述をしてほしいということで、それで別添49ということで記載をしてもらっていますが、この記載自体は結構だと思のですが、その記載の内容ですごくおもしろいと思ったのは、どこの場所でも、どこの季節でも、針葉樹植林が最も鳥類相が豊かで、いわゆる多様性が高いということになっているのです。通常、針葉樹植林というのは非常に貧相だと言われるので、この場所における針葉樹植林は多様性が豊かになっているというのは、何か原因があるのでしょうか。

○事業者 この土地の改変区域は中心に広域基幹林道が通っておりまして、その部分を中心として調査設定をしていたというところがございます。その周りは針葉樹植林になっているのですが、林道脇に本当に短い、小さな法面に、多少、広葉樹が生えている部分がありまして、そういったところでの鳥類が針葉樹植林という枠に入ってきている点が、この部分で種類と個体数が多く示されていることになっていると想定しております。

○顧問 なるほど。理解できました。では、純粹にスギ、ヒノキ林の中を調査したわけではなくて、林縁部辺りに広葉樹が生えているところで鳥類が出てきているのだろうということですね。分かりました。

そうしたら、その次の、補足説明資料の50番の質問なのですが、ラインセンサスとポイントセンサスと2つ、同じように定量的に調べる手法でやられていますが、要するに、1つではなくて2つやるということの意味です。それで質問したわけですが、回答の中身では、確かに個体密度に差が生じるのは手法とか何とかの違いが表れているのだろうというのは分かりますけれども、問題は、先ほども多様性の話をしましたけれども、種類が大分違うと問題なのですが、「共通する種が確認されております」という回答があります。同じような結果が出ていますということをおっしゃりたいのでしょうか。逆に通じていない種はどれくらいあったのでしょうか。

○事業者 共通していない種ですか。すみません、今。

○顧問 分かりました。要するにこの書き方ですが、どちらの手法でも同じ種類が見られたのですよというのなら分かるけれども、こっちでは見られたのに、こっちでは見られなかったという種が多いとは、両手法の結果を比較する場合、問題ですね。その辺を、今回の中紀第二においてはそれほど大きな問題にはならないと思いますが、今後のことを考えて、これはコメントとして受け取ってください。

それから、和歌山県知事意見に対する事業者回答です。知事意見で一番心配されているのがブナ林の保全というか、特に書いてあるのは「生育限界のブナ林」という話を持ち出して、そこで見解を求めているのです。事業者側としては、生育限界とは言っても、これは単木かどうか知りませんが、ある意味、天然林のブナ林とはちょっと事情が違うのだと。ただ、ブナは伐採しないようにしますという答えです。もちろん、温暖化が進んで、ブナは段々標高の高いところに行くであろうと考えられるので、こういう結論になるのだと思いますが、生物関係の先生、事業者のこの回答はいかがでしょうか。

○顧問 私も知事意見を見て気になって、今、準備書を見返しているのですが、全体の植生図だと、全体的にはスギ、ヒノキ植林と二次林が多くて、ブナの場所のNo.8というのがどの辺りなのかというのが確認しづらいのですが、事業者の方、どこを見れば、この知事意見の内容は確認できますでしょうか。植生調査地点はあるようなのですが、このブナ林の位置は地図上ではどこで示されていますか。

○事業者 ブナ林としては、こちらでは受け取ってなくて、広葉樹林の一部にブナがあったということで示しておきまして、位置的な状況でお話ししますと、準備書の28ページを見ていただきますと、第2章になるのですが。

- 顧問 28ページですか。工事のところですね。
- 事業者 そうです。改変区域ということで中央にNo.8がございますが、今の準備書での計画の中では、風車がある位置です。そこにブナが4本あるような位置になります。
- 顧問 植生図で言うと、これは何になるのですか。
- 事業者 今のところ、ここはアベマキ・コナラ群集の一つに含めております。
- 顧問 シラキ・ブナの植生調査地点が書いてあったようなのですけれども、それはここではないのですか。
- 事業者 それは、対象事業実施区域以外に、この東側に300mぐらい高くなったところに白馬山というのがございまして、白馬山の東斜面にその群落があるものですから、一応、白馬山頂上付近の調査も一緒に含めて、違いが分かるような形ということで今回の調査結果の中には盛り込んでおります。
- 顧問 このアカシデ・イヌシデ群落の、この現地調査の資料にはブナは入っていないのですか。単木でそこにあるという形ですか。
- 事業者 No.8のところでしょうか。
- 顧問 はい。
- 事業者 No.8のところはブナが4本並んだような形で確認はしております。
- 顧問 今のお話を聞いている限り、ブナ林としてはちょっと認識できないのですけれども、一応、ブナの個体があるということで、これはもし扱うとしたら、普通は重要な種というのはレッドデータブックに出ているような種類を扱いますが、特段、地域の方が保全を要望されているということで、重要な種のところに含めて、通常は影響予測をしていただくという形になるかと思うのですけれども、事前のヒアリングではそういうお話はなかったのでしょうか。
- 事業者 事前にはそのようなお話はなくて、準備書が始まってから、和歌山県の方からそういった話が出てきて、そして今、この知事意見に記載されたというような経緯がございます。
- 顧問 知事意見は出ているのですけれども、準備書からはその状況というのが読み取りがたくて、私の方としてもどのようにお答えをすべきなのかというのがよく分からないので、そのあたりは資料をきちっと、準備書に載せるかどうかは別として、作っていただいて、丁寧に説明していただかないと、やはり地域の方は納得されないのかなという気はしております。

○事業者 分かりました。実は県の審査等のやりとりの中では、このブナを重要種に挙げようということになっておりまして、種としての位置を示した図を追加するという話にしております。予測評価もその中で記載をしていくといった話になっております。

○顧問 分かりました。では、評価書に向けて、やはりその辺の情報を出していただいた上で、影響をどのように低減するのかということは御検討いただいてという流れになるかとは思いますが。現状ではちょっとコメントしようがないので、ここまでにさせていただきます。

もう一点、植物のところでよろしいでしょうか。

○顧問 どうぞ。

○顧問 971から973ページあたりです。ナルトサワギクの調査結果が出ていると思うのですがけれども、これは何か、県からの要望でこういった調査を行ってくださいという指示があったのでしょうか。

○事業者 外来種についての記載をするようにという御意見がありまして、植物に関しましては、こちら側がこういったものを載せますと言ったところで、特定外来生物に含まれるものということで種名を挙げて、整理したところでございます。

○顧問 特定外来種ということだと、例えば移動したりとか、そういったことに制限があると思うのですがけれども、恐らくこういうものを調査してくださいというのは、工事に伴って種を移動したりとか、そういうことがないようにということで調査をしてくださいというような意図があったのではないかと推察されます。そうしますと、結果を載せるだけではなくて、保全措置等でこういったところを配慮していますというようなことが何か一言あった方がいいのかなというように感じたのですがけれども、その辺はいかがでしょう。

○事業者 確かにそのとおりだと思います。評価書には、その部分につきまして追加するようにいたします。

○顧問 ブナに関しては県と十分話し合いをするということですので、そのように対応をお願いいたします。造成関係の先生、どうぞ。

○顧問 ほかの先生が先ほど指摘されていた、緑化計画がないということで私も見落としていたのですが、それで御説明いただいた30ページのところをもう一回見ていただいて、ちょっと文章の意味が分からなかったのです。緑化に伴う植栽計画で、変更部分のうち、法面はモルタル吹きつけで、切土は補強土壁工となり、緑化の予定はないと書いて

であるのです。30ページです。そのすぐ前の改変区域図を拝見すると、法面というのは盛土の法面も切土の法面もモルタル吹きつけなのかどうかということと、それから切土が補強土壁というのは、本来、補強土壁は盛土面になるはずなのですが、切土をしておいて、そこにもう一回盛りつけるという意味なのですか。その辺がこの文章では分からなくて、それで気になったので、改変区域の造成部分の断面図を、どこか代表的なところはつけていただいた方が、特に補強土壁がどのようにしているのかということです。その前の23ページには道路の標準断面と書いてあるのですが、これは標準断面なので、どこか、実際に大きな造成がかかるところを、縦断面図と横断面図をつけてください。取りあえず30ページの文章についての御説明をお願いしたいと思います。

○事業者 コスモエコパワーです。先ほど御質問いただいた件について御説明させていただきます。

まず30ページの記載になりますけれども、御指摘のとおり、こちらは誤記になります。まず改変部分のうち、切土法面に関してはモルタル吹きつけで保護いたします。そして補強土壁というのは、逆に盛土側の話になりますので、切土は補強土壁工というのは誤記になりますので、訂正させていただきます。

○顧問 それならよく分かりました。ただ、補強土壁工の表面処理もいろいろ種類があって、緑化するタイプのものもあるのです。ですから、結構切土・盛土面が大きくて、景観的に、観光的にどういふ影響があるか、ですけれども、全面モルタルと補強土壁になるのが好ましくないとするれば、補強土壁でも緑化ができるようなものを選択するか、ちょっと考察した方がいいかという気はします。内容は分かりました。

○事業者 補強土壁工の壁面処理につきましても検討させていただきます。

ただ、周辺の既設の林道につきましても、同じように切土の法面の仕上げについてはモルタル吹きつけ、また補強土壁は特設壁面緑化されているものを使用されているわけではないので、そのあたりも参考にしながら、今後、検討してまいりたいと思います。

○顧問 分かりました。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 念のため、確認ですけれども、準備書の一番後ろの資料についております資料編134ページの組成表なのですが、一番左側にあるAのシラキ・ブナ群集というのは、先ほどの話では対象事業実施区域範囲外ということですね。

○事業者 そのとおりでございます。

○顧問　そこは分かるように明記しておいた方がいいかもしれないですね。これだと勘違いしてしまいますので。

○事業者　分かりました。少し、記載について修正いたします。

○顧問　ほかにございませんでしょうか。

○事業者　すみません、コスモエコパワーですが、事業者側からもよろしいですか。

○顧問　どうぞ。

○事業者　先ほど生物関係の先生から御質問をいただきましたブナの関連で、知事意見で準備書段階から指摘をされている件なのですが、一般的に植物のブナの価値というか、その辺について御教示いただければと思います。今回、3基、ブナの絡みで風車の基数を減らすようにという意見になっているのですが、地元行政ですとか地元地区、地権者、並びに追加でヒアリングしました植物の先生等に確認したところ、このブナがここまで書かれるほどの価値があるのかというところ、事業者としても単純に疑問を持っております。現地を見ていない状態で御助言いただけるか分かりませんが、そもそもブナの価値というか、その辺はどんなものなのかというのを素人ながら、御教示いただけると有り難いと思っております。

○顧問　了解しました。ブナは、どちらかというと山の上の方の、特に多雪地域に多いので、そちらはほとんど一面ブナというような状況もあって、そういったところで事業を行うとなれば、どうしてもブナ林は改変しなくてはいけないので、そのあたりは適宜、いろいろ保全措置をとりながら進めている。自然度の高いような植生ですので、当然、いろいろな生き物も棲んでいますし、そういったところは、できるだけコアな部分は保全していくということになると思います。

一方、今回のケースは、いわゆるブナ林としての価値ではないと思うのです。ブナのこういった残存個体、要は、今、割と山の上の方にしか残っていないのですが、もう少し詳しく見ていくと、結構低地に昔はあったというような場所があって、実際に現地へ行ってみると全くなくなっていたり、あるいはブナが一つだけしか残っていない。そうすると、例えば、ブナが一体、温度限界でどのあたりまで下りてきていたのかとか、そういったブナ林の学術的な価値等を考えると、そういったものもできるだけ残してほしいというものもあるでしょうし、結構残存して、少しだけあるブナの個体群というのは、例えば茨城県あたりにもあるのですが、種として特に重要な種になっているわけでもありませんし、重要な群落として取り上げられているわけでもないのですが、そう

いった観点からブナの分布を見ていくということでの価値があるので、地域によっては非常に重要視しているという場所もある。ただ、この場所に関しては、私は情報を持っておりませんので、どういった観点で知事、あるいは地元の方が言われているのかというのは、残念ながら存じておりませんので、そこに関しては、お答えは差し控えさせていただきます。一般的にはそういった形です。

○事業者　今回、計画地内に地元の林業会社が持っている山が多数ございまして、過去に植林をする前に何を切ったかというものを確認させていただいたのですが、そもそもブナは雑木の一種だから、雑木ということで皆伐してしまっているよということで、どこまでブナが生えていたかというのが我々も把握できていないというのが現状でございます。

いずれにしても、今回は評価書段階でブナの価値というものを、事業者としては大変重要だというような理解では、今のところ、おりませんので、追加の調査結果等々を踏まえて、今回は切らないという形で評価書ではまとめる予定なのですが、切らないことで十分影響は低減できるということで回答はしようと思っております。御報告というか、ありがとうございました。

○顧問　そのあたりも周辺のブナの状況とか、歴史的な文献とか調べていただく、あるいは地域の専門の方にヒアリングをしていただくとか、このブナにどういう意味があるのかというのは少し調べていただいて、対応を取っていただければと思います。

○事業者　はい、ありがとうございます。

○顧問　最初に私が問題提起したのは、やはり県の考え方というか、意見と、事業者の考え方がちょっとずれているという気がしたので、その辺のところ、評価書にうまくまとめていただければと思います。

ほかに、特にございませんでしょうか。それでしたら、出尽くしたということで締めさせていただきます。事務局に一度お返しします。

○経済産業省　事業者におかれましては、顧問の先生方から出たコメント等を踏まえまして、今後の評価書作成等にぜひ生かしていただければと思います。

では、これをもちまして、コスモエコパワー株式会社、(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業の準備書の審査を終了させていただきたいと思います。

(2) コスモエコパワー株式会社「(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業」

<準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意見>

○顧問 2件目です。(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業環境影響評価準備書、事業者はコスモエコパワー、同じですね。それからコンサルがいからです。

では、準備書、補足説明資料等々についての、顧問の先生方から御意見、コメントがございましたら、挙手をして、よろしく願いいたします。騒音関係の先生、手が挙がりました。どうぞ。

○顧問 ほかの騒音関係の顧問に対する御回答の25番でお聞きしたいことがあるのですがけれども、図の1を見ますと、夜間の残留騒音が昼間よりも高くなっているのです。この地域は具体的になぜ高くなったのか、教えてほしいのです。環境1も2も、比較的昼間よりも夜の方が、レベルが高い地域なのですからけれども、具体的に、この地域はうるさい地域なのですか。

○事業者 周辺で音が発生するような状況ではない地域ですが、環境1、2については海に近いところですので、波の音とか、そういったものが入る可能性がある地点になります。

環境3、4については、住居が偏在するような地域ですので、特に音が発生するようなものはない状況でありますので、風による影響とか、そういったものではないかと想像しています。

○顧問 風速が5mでも夜の方が高くなっているのは、はっきりしたことは分からないということですね。昼間も夜も結構高いと思ったのです。

○事業者 環境1は波の音ですね。

○顧問 波の音ですか。

○事業者 海が見えるような地点になります。調査地点と海との間に建物がないような状況ですので、波の音を拾いやすい地点にはなっています。

○顧問 評価も、波の影響があるところで評価して、あまり人がいないということですね。

○事業者 環境1の周辺は海沿いに住居が張りついている地域になりますので、そういったところでの調査をしたところですよ。

○顧問 あと1点なのですからけれども、 L_{A90+2} の残留騒音の代表値というのは、どのように決められたのですか。非常にばらつきの大きいデータを基にして。参考に聞かせてほしいのですが。

○事業者 準備書の中では、3日間の平均値を基に代表値を設定しております。季節別、昼夜間別です。春の昼間3日間のデータを平均して設定しております。

○顧問 それは風速関係なく、ですか。

○事業者 はい。春の昼のデータで、1つの残留騒音を設定しております。

○顧問 分かりました。

○顧問 では、ほかに。水関係の先生、お願いします。

○顧問 幾つか事前に質問させていただき、補足説明資料でお答えいただいた内容は、全般的には了解いたしました。補足説明資料の3-2、5及び31の御回答については、ぜひ評価書に御記載いただきたいと思えます。

それから、補足説明資料32については、ほかの水関係の先生も補足説明資料の20番で似たような質問をされています。その先生への御回答として、13ページに図2という新たな図面で説明していただいております、おっしゃっている意味がかなり分かりました。この図も、できれば評価書の方にも載せていただくと、評価結果の理解が進むのではないかと思います。

ただ、この図2については、もう少し沈砂池の位置とナンバーとが明確に識別できるようにしていただきたい。それから、No.7の部分は切れているようなので、その辺も入れた図にしていただければと思います。

また、細かい点なのですが、この図を見ていて少し気になったのは、準備書455ページの表10.1.2-6各沈砂池排水口からの濁水到達推定距離を見ると、沈砂池No.4の障害物として管理用道路（変電施設）に記載されているのですが、先ほどの補足説明資料の図を見ると、変電施設はNo.5の方に見えて、No.4の方には変電施設は見えないのですが、これはどうなっているのか、教えていただければと思います。

○事業者 お答えいたします。大変申しわけありません。準備書の455ページの表の方が誤植になっておりまして、再度確認はさせていただきます。

○顧問 分かりました。では、確認して、もし間違っていれば修正してください。

それから、補足説明資料32-2のところコメントを書かせていただきましたが、①については、最近の気象状況からすると、非常に想定外の雨などが降ることも頻繁に起こっていますので、何か起こったときに、その結果がどうであるかを判断するには、まず現状がどうかということを把握しておくということが基本だと思います。可能であれば、新しく確認された沢筋のところの調査をしておいた方が、後々安心かという気がい

たします。

それからコメントの②は、特にコンサルの方には釈迦に説法みたいなことをわざわざ書いてしまいました。ある意味、失礼なコメントかも知れませんが、また、本来ですと、調査点位置の指摘は方法書の審議すべきことで、準備書の段階で書いていることについてはいかなものかと思われたかも知れませんが、方法書と準備書とでは審査する側の顧問のメンバーも若干変わったりしておりますので、現在は、特に②で書いてあるような考え方で、水質調査地点については議論させていただいております。今後の参考にさせていただければと思います。

○事業者 御指摘、伺ったとおりで思っておりますので、今後、事業を行っていく際には、この②のコメントについては対応させていただこうと考えているところです。

①につきましては、事業計画で書いているとおりでございまして、再検討いたしまして、必要に応じて調査は検討させていただければと思っております。

○顧問 では、魚類関係の先生、どうぞ。

○顧問 今回の先生の御質問とも関係するのですけれども、まず補足説明資料の14番「自然環境のまとまりの場について」です。私の方でちょっと誤った指摘をいたしまして、それは追加していただくということですが、海域に生物多様性の観点から重要度の高いところがあるということで、それで今の先生の御質問の中で、例えば撤去時の濁水の発生等が指摘されておりましたけれども、今回、撤去するところから海域がかなり近い、それから河川名がついていないようなところから海域への流入がある、といったことから、まず撤去時、例えば降水があれば、当然掘った穴の中に水がたまって濁水が発生する可能性が高いと思われまして、さらにGoogle Earthなどで見てみますと、かなりこの付近に近いところで藻場があるような感じがいたします。ですから、通常、一過性の濁水の発生等は、例えば魚類の生存等にはそれほど大きな影響はしないと考えられるのですが、藻場に関しては、特に初期の段階で濁水がかなり大きい影響を及ぼすことがございますので、その辺は十分御留意いただきたいと考えます。

○事業者 確かに今回、海に近いところということになりますので、そういったところには留意して事業計画を考えさせていただこうと思っております。御指摘については十分留意して、今後、事業を実施していくことになろうかと思っております。

○顧問 生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 今回の生態系の典型性で飛翔性の鳥類群集を扱っているということで、これは

かなり、ほかとは異なる視点なのではないかと思うのですが、知事意見で、実際に調べた結果、かなり年間衝突数が多い。鳥類群集だけではなくて、オジロワシやオオハクチヨウについても言及があると思うのですが、確かに準備書の中で見ると、既設の予測衝突に比べて減っているというところがあるかと思うのですが、単基で見ると、むしろ大型化することによって、1基当たりの衝突数は増えるというような傾向もあります。そういう中で、ほかの事業者がこういったリプレースをやるときには、風車のそれぞれのところで今回も死骸調査をやっていると思いますけれども、実際に見られた衝突の多い場所、例えば水涯線のような場所は実際多かったのですが、そういったところは避けて、基数が減りますので、新しいものを配置するときにはそういったところも考慮して配置したというような事例もあるのですが、今回のケースに関しては、死骸調査のデータは出していただいておりますけれども、傾向として、地点による差があったのか、なかったのかという点と、そういった点がもしあったとすれば、配置に反映していただいたかどうかということをお返事いただけますでしょうか。

○事業者 死骸調査の結果につきましては、死骸の場所、風車ごとの違いは若干ございました。ただ、ある風車が、ほかと比べて際立って死骸数が多いということはございませんでした。そのため、今現在は風車の位置を変えとかといった対策はしておりません。

ただ、保全対策としまして、死骸調査の結果を受けまして死骸数を減らしていく工夫としましては、風車自体に目立つように色を塗って、見やすくして、バードストライクを避けるような工夫をいたしております。

○顧問 今回、事後調査をやっていただくと思うのですが、やはりブレードの彩色というのは一つの保全措置の方法として手引にも出ておりますが、まだ今回については十分検証されていないということで、実際に効果があったのかということについては事後調査でしっかり見ていただくことが必要だと思いますし、やはり結構当たっている数が多いということで、知事意見でも大臣意見でも、可動制限まで踏み込んで意見が出ておりますので、そのあたりの建設後の方針というのを少し御説明いただけますでしょうか。

○事業者 1つは事後調査ですが、死骸調査につきましては、今回の影響予測で行った調査よりも頻度を増して、実施する計画にしております。

○顧問 頻度を増してというのはいろいろな考え方があると思うのですが、一つの考え

方としては、今回、保全措置としてブレードの彩色をした場合の、同じ1基の風車での、逆に大型化したけれども彩色をしたということで、増えたのか、減ったのかという点です。増えるという予測もあるでしょうけれども、それに対して、彩色の効果がどうだったのかというのを検証するためには、事前の調査と同じ頻度に直して評価を行わないといけないと思いますし、逆に可動制限を検討するということになる、季節的に、より細かく見ていく必要があると思うので、両者は全く異なるものになると思うので、その辺はかなりフレキシブルに事後調査を検討していただかなければならないのかと思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○事業者 御指摘いただきましたとおり、比較検討する際には、調査頻度、努力量を合わせて比較するようにいたします。ただ、調査としましては、これまでより密に死骸調査を行っていく予定としております。

○顧問 この地域は渡りのルートとしてかなり鳥が通っているようです。自然環境としては草地ですので、変更の影響は少ないと思うのですが、バードストライクについては慎重に、これから進めていただければと思います。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。大気質関係の先生、どうぞ。

○顧問 つまらないコメントですが、補足説明資料の16番、交通の状況について、第3章のところですか。表に記載されている番号と、その次の図に書いてある番号が一致していないよという指摘で、御回答いただいているのですが、その16番のコメントのタイトルが「風力発電機外形図について」となっていて、その内容と一致していないと思いますので、そここのところの修正をお願いしますということです。

○事業者 分かりました。修正させていただきます。失礼いたしました。

○顧問 ほかにございませんか。では、私からいいですか。

今回の準備書を読ませてもらって、動物、鳥類等について、大変興味深い結果が得られているということで、割と多くの質問、コメントをさせていただきましたけれども、それに対して補足説明資料で答えていただいています。内容的には大体それで理解できるのですが、幾つか追加で質問したいことがあります。

まず補足説明資料の30ページの38番です。コウモリで、一般意見とか専門家のヒアリングでも捕獲調査をするときには、録音はデータとして使わない方がいいということで、それについて、実際に捕獲日と、捕獲をしなかった日での録音データというのが示されています。同じ事業者の新むつ小川原では、私が追加で、本当に捕獲による影響があっ

たかどうかを検証してみたらどうかということでコメントして、実際に捕獲日は録音数がすごく少なくなっているという、非常にこれもおもしろい結果が出ているのですけれども、この新岩屋の方でも同じような結果が得られているのでしょうか。

○事業者 コウモリ類の捕獲調査時と、捕獲調査時以外の時期の音声データの結果についてですけれども、新むつ小川原で整理させていただいたとおり、新岩屋でも同じく、捕獲調査時は、捕獲調査以外の時期よりも、やはり確認数が少ないという傾向が見られました。

○顧問 分かりました。それは今後、使えるデータだと思います。

それから32ページなのですけれども、風車から近い距離と遠い距離で、鳥類相が違ってくるのかどうかというのを見たものです。これを見ますと、事業者は32ページを見られていますか。

○事業者 「ポイントセンサスの調査結果概要」になりますか。

○顧問 そうです。例えば春季で見ますと、確認例数もそうですけれども、種数が、調査区と対照区で2倍ぐらい違うのです。針葉樹林です。それから草地でも、調査区と対照区で随分違うのだけれども、これは単に調査区の選定によって、こういう違いがたまたま出たということなのだろうかと思いますが、環境がそんなに違うのですか。

○事業者 今の御指摘の、当該地の環境ですけれども、針葉樹林と草地というように大きく区分しております。ただ、実際には地点によっては、針葉樹林の中にも小さな草地在りたくさんあったり、あるいは草地と環境類型区分でくくっている場所でも、近くに細かい松林群の樹林地があったり、区分けはしているのですけれども、かなり複雑な植生環境となっています。そういった意味で、地点によっては草地でありますとか針葉樹とくくり切ることができない部分もありますので、種数の出現の違いについては、そういった影響が、場所によっては見られるのではないかと考えております。

○顧問 せっかく調査されたのに、これで、やっぱり調査区の方は種類が少ないではないかみたいなことを言われるおそれがありますので、基本的にはサンプル数の問題なのかとも思いますけれども、もう少し慎重に、この辺は考察された方がいいと思います。

それから43ページの43番「死骸調査地点ごとの調査可能面積について」です。調査可能面積が地点ごとにより異なるということです。これは難しいですね。調査可能面積が少ないものだから、そこで見つかっていないからといって、調査をしていないところに落ちている可能性は十分あるということで、これは改善ではないですが、調査可能面

積を広げることは可能でしょうか。

○事業者 調査可能な場所につきましては、マニュアルに従って行っているところですが、例え、樹林の中でも低木林である場合は死骸を確認することはできますので、そういった植生環境に応じて、死骸調査のできる場所を増やす工夫をしながら、今後拡大をしていきたいと思っています。

また、死骸の確認につきましては、目視の調査だけではなくて、例えばですけれども、センサーカメラを用いた調査というのも可能となってくると思いますので、そういった調査機材を加えて、調査方法の工夫は今後検討していきたいと考えています。

○顧問 これは日本で応用できるかどうか分かりませんが、海外の文献では、死骸を探すのに訓練した犬を使うというやり方も使われているみたいです。その辺のところはコメントとして申し上げておきます。

それから46ページの48番です。ヒナコウモリの影響予測の記述で、「この種の衝突に関する既存知見はほとんど存在しないため」という表現があるのですが、ヒナコウモリがぶつかった事例はこれまでも複数あると思っているので、どこまでのことを既往知見ということかということで質問したのです。基本的に、衝突に対する研究成果がないから、これは知見とは言えないという話だという回答のように思えるのですが、本文のように書いてしまうと、勉強不足みたいな感じにも思われるかもしれないので、できれば、これまでヒナコウモリは多数の衝突例があるみたいなことは少し書かれた方がいいのではないかと気がしました。いかがでしょうか。

○事業者 御指摘いただきましたとおり、ほかの事業の報告を見ましても、ヒナコウモリの衝突事例はたくさんございます。ただ、ヒナコウモリの、どうして衝突が起きるのかという研究事例はないわけですので、そういったことをもう少し詳しく、誤解のないように、評価書におきましては記載したいと考えております。

○顧問 それから47ページの、今回の死骸調査で非常に興味深いのは、ヤマドリがよくぶつかっていることです。このヤマドリについて、何でぶつかるのですかという質問をしたのですが、羽だけが残っているから猛禽類にやられたかもしれないということを書かれています。ただ、発見位置の表を見ると、既設風車のすぐ近くで発見されていますね。これはやはりぶつかっているのではないかと思うのです。それで、風車の彩色をして、バードストライクがどれだけ減ったかというのを調べた文献がありますね。あの文献の中で、衝突を調べた死骸の中の、カラフトライチョウだけは除外して、バー

ドストライクではないと見て計算しているのですけれども、それはなぜかという、カラフトライチョウはタワーの方にぶつかっていると思われるからということが書かれています。それでタワーの方に彩色すると、衝突が少なくなったということになっています。その文献では、カラフトライチョウがぶつかるのは、年によって、月によって違うけれども、天候条件、雨とか霧とか、そういったことが原因ではないかという考察はしていますね。

それで、例えばヤマドリですが、よく予測評価で、これは樹林内を飛ぶ鳥だから、ぶつかる可能性は低いとか、ほとんどぶつからないだろうと言っているながら、事後調査とか、バードストライクの調査で、そういう鳥がぶつかっていたりするのです。それは、今までブレードに対する衝突ばかり考えていましたけれども、もしかすると、タワーにぶつかるものも結構な数いるのではないかというのが、今回の準備書を見て思ったのです。その場合、いわゆる彩色をしてもいいでしょうけれども、そのほかの環境保全策として何か考えられないかと思うのです。例えば今回、ここでもそうですし、次の新むつ小川原でもヤマドリがよくぶつかっていますけれども、それらに対する何か保全策というのは考えられますか。若しくは彩色か何かをする予定はありますか。

○事業者 準備書に記載させていただいているのは、ブレード、タワーに彩色するということと、それ以外に、風車の場所に小動物、鳥も含めて近寄りにくくするために、風車を建てる場所の植生を、草地環境にするよりも、例えば砂利とか、あまり動物が近寄らないような環境にしてあげるということを保全対策として検討して、記載させていただいております。

○顧問 タワーの本体に彩色する予定はあるのですか。

○事業者 ブレードだけでなく、今回、御指摘いただきましたヤマドリの対策も含めまして、タワーにも彩色することを検討しております。

○顧問 海外の文献によれば、下の方、10mぐらい彩色しているというように書かれていますけれども、参考にさせていただければと思います。事後調査で、さらにまたヤマドリあたりがぶつかるようであれば、例えばネットを張るとか、そういったことも考えられるのかという気がします。ネットだと跳ね返ったりしますので、ある程度、保全にはなるのではないかと。死にはしないと思うのです。そういう可能性もあります。コメントです。

それから51ページ、文献はMay et al. の2020年の文献ですけれども、これで、ブレー

ドに彩色すると70%以上低減されるという結果が出ているということですが、ここに表を出してもらっています。「70%低減の場合」と右の方に出ていますけれども、この数値は「70%低減」ではなくて、「30%低減」ではないですか。

○事業者 御指摘いただきましたとおりだと思われまので、修正して、訂正させていただきます。

○顧問 30%になるというのは非常にインパクトが大きいので、海外の文献から、そういう可能性があるということを示すのは非常にいいのではないかと思います。ぜひそのように対応してください。

私はそれぐらいですけれども、ほかに先生方、質問はありますか。特にないようでしたら、この案件についてはこの辺にしたいと思います。事務局にこれでお返しします。

○経済産業省 事業者におかれましては、顧問の先生方からの御意見等を踏まえまして、今後の準備をしていただければと思います。

それでは、これもちましてコスモエコパワー株式会社、(仮称)新岩屋ウィンドパーク事業準備書の審査を終了させていただきたいと思います。

(3) コスモエコパワー株式会社「(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業」

<準備書、補足説明資料、意見概要と事業者見解、青森県知事意見、環境大臣意見>

○顧問 3件目です。(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業環境影響評価準備書。事業者はコスモエコパワーで、コンサルはいいですね。

では、補足説明資料等について、質問、御意見等を先生方からありましたらどうぞ、挙手をお願いいたします。大気質関係の先生、どうぞ。

○顧問 補足説明資料の21番なのですが、これも私の質問がよくなかったみたいで、「地域特性について」ということで、準備書266ページの「注の* 2に $2,800\text{m}^3/\text{N}/\text{月}$ との記載がありますが、正しいでしょうか」という質問で、これで聞きたかったのは、 $2,800$ という数字がどうのこうのということではなくて、そこに記載されてある「 $\text{m}^3/\text{N}/\text{月}$ 」という記載が適切かどうかということをお聞きしたかったわけなのです。ここは「 m^3N 」ということを書きたかったのだと思うのです。例えば御回答の補足説明資料の11ページのところに、表1というのが一番上にありますけれども、その一番下、「最大月間排出量」というところを見ていただきますと、この中では、「大分WF」のところでは「約 $4,000\text{m}^3\text{N}/\text{月}$ 」と書いてあって、「 m^3 」と「 N 」の間に「/」がないと思うのです。その記載だけを確認し

たかったということなのですが、どうでしょうか。

○事業者 申しわけありません。これは誤記です。「N」の前に「/」は要らないです。評価書では修正いたします。

○顧問 ほかにございませんでしょうか。生物関係の先生、どうぞ。

○顧問 この案件もリプレースですか。既設のところで死骸調査をやっていたかと思うのですが、質問です。準備書の570ページで調査結果が出ておりまして、ほ乳類はヒナコウモリ1種、鳥類は6種確認されていますけれども、このうちウグイス1個体についてはバット・バードストライクの可能性が高いと判断されたとありますが、それ以外のものについては、バット・バードストライクの可能性は低いと判断しているのでしょうか。教えてください。

○事業者 死骸調査の結果につきましてですけれども、その死骸はバードストライクによるものなのか、そうではないのかというのは、死骸の状況から判断しています。鳥の場合ですと、明らかに鳥の体が遮断されている痕跡が見られたということである場合はバット・バードストライクでしょうということですが、死骸によっても様々でして、鳥の場合、羽毛だけですと、ほかの、例えば猛禽類にやられた死骸の痕跡という可能性もありますので、そういった死骸の状況を踏まえまして、それがバードストライクによるものなのかということ判断しております。御質問の回答になっておりますでしょうか。

○顧問 こういった判断というのは、何か前例があるというか、こういったやり方で判断するというのがどこかに書かれているのでしょうか。

○事業者 死骸調査の判断基準は風力発電の調査マニュアルに記載がございまして、それに則って、準じてやっております。また、その判断の基準につきましては、準備書の569ページに記載して、整理させていただいております。

○顧問 これは、基準は書いているのですけれども、このガイドというのは手引ということですか。

○事業者 手引です。

○顧問 では、そちらは引用しておいていただいた方がよろしいですね。

○事業者 承知しました。

○顧問 どこか、前の方に、それに基づいて判断基準を整理したということが明記してありますか。明記していなければ、ここの表の下にでも入れておいてください。

○事業者 評価書におきましては明記するように記載いたします。

○顧問　ほかにございませんか。今の先生の質問に関連してですけれども、先ほどの案件でも申し上げたように、本体に衝突したというのは、狭義のバードストライクには入らないということですよね。

○事業者　ブレードではなくて、タワーに当たった場合の死骸のことですけれども、一応、タワーでありましても、風力発電施設にはかわりございませんので、タワー、ブレードに関わらず、それによって死骸が発生したものはバードストライクというように考えております。

○顧問　そうですか。そうしたら、その571ページの表の中で、発見部位というのが書いていないのは、何から分かったということですか。

○事業者　571ページの死骸状況の発見部位ですけれども、ここに記載がないのは文献からの引用でして、その文献に発見部位がなかったものですから、記載はできなかったのですが、本事業による調査では、死骸につきましては写真と発見部位の記録がございますので、詳細に記載しております。

○顧問　記録がなかったということですか。そうですか。ただ、例えばヤマドリに関しては、風車の支柱から非常に近いのですよね。これは恐らく衝突したのだろうと考えられますけれどもね。分かりました。

では、ほかにございませんか。水関係の先生、お願いします。

○顧問　まずこの地点についても幾つか質問させていただき、補足説明資料で御回答いただいています。内容についてはほぼこれで結構だと思いますので、回答いただいた内容は評価書の方に反映していただきたいと思います。

そこで、1点だけ質問なのですが、ほかの水関係の顧問の御質問に対する回答を見て思ったのですが、準備書424ページに沈砂池からの排水方向が書かれています。No.8やNo.4は、隣接する太陽光発電所の方向に排水をされているのですが、通常、沈砂池からの排水は、なるべく浸透性のよいと思われる土壌や林地の方向に排水するのが普通だと思います。わざわざ隣の太陽光発電所の方に向けて排水されているのは、何か事情があるのでしょうか。

○事業者　あえてこちらの方というわけではないのですが、基本的には、沈砂池を作りまして、その流す方向がこちらの方になっております。ただ、排水口から到達距離が短いところもありましたので、こちらの方に地形上流れてしまうということになります。

○顧問 太陽光発電所の事業者と今回の風力の事業者との関係がよく分かりませんが、あまりこういう隣接した施設に向けてわざわざ排水するというのは避けた方がいいのではないかと思います。先ほど言いましたように、普通、沈砂池からの排水は浸透性のいい土壌の方向に排水されるのが普通だと思いますので、どの程度、選択の余地があるの分かりませんが、少し検討された方がいいのではないかと思います。

○事業者 今の御意見を受けまして、事業計画を再度検討させていただきたいと思いません。

○顧問 では、ほかの水関係の先生、お願いします。

○顧問 今の点は、私も少し疑問に思ったので、質問をさせていただきました。地形を見てみると、何か土手みたいなのが周りにあって、向こうには行かないような形になっているのかとは思いましたが、事業者はもう一度、隣の状況をよく確認していただきたいと、私も思います。今の顧問の指摘事項に関する私のコメントは以上です。

あと、私からはNo.33で、沈降試験のことについて少しお伺いしました。沈降試験の結果の沈降速度が普通とはワンオーダー違うなど最初に思ったので、質問させていただきました。準拠された試験方法の場合だと、液面から100mmのところでは採水をしますが、今回は100cmのところでは採取されていたということでワンオーダー値が違っていたのだらうと思いました。どこで採水するかをちゃんと明記されていればいいのですけれども、今回の場合、明記されていなかったもので、試験が正しかったのかミスプリなのか、分かりませんでした。同じことは、先ほどの新岩屋のところでもございましたので、準拠した試験方法と違う方法で試験をされた場合には、そのあたりに明記して、試験結果を書いていただきたいと思いましたので、お願いいたします。

○事業者 今後、この試験以外のやり方といいますか、深さ方向が違うところだと思うのですが、そういったところに関しましては準備書なり評価書で明記をさせていただきます。

○顧問 生物関係の先生、ありますか。

○顧問 先ほどの文献です。死骸調査の判断基準の文献というのは、どの文献になりますでしょうか。教えていただけますか。

○事業者 すみません、すぐ出てこなくて申しわけないですけれども、環境省より出ています「鳥類等に関する風力発電施設立地適性化のための手引き」です。

○顧問 こちらの年度はわかりますか。平成23年のものを参照しているのですが、なか

なかその手引き書が見つからないのですが。

○事業者 平成27年に修正版が出ております。あともう一つは「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施の手引き」、これも環境省が平成28年に出されたものですけれども、これらから判断基準を参考にしております。

○顧問 死骸調査の項目ですか。

○事業者 そうです。

○顧問 平成23年の方には出ていないということですか。これ、確認したいので、経産省の方に、どの年度のもの何ページのどこに記述があるかというのを御連絡いただけますでしょうか。

○事業者 死骸調査の判断基準の文献につきまして、こちらで調べまして、また後日回答させていただきます。

○経済産業省 事務局も承知いたしました。事業者からいただきましたら、先生の方に御提出させていただきたいと思えます。

○顧問 ほかにございませんか。私から1つ、補足説明資料の31ページを出していただけますか。その表です。先ほどの案件でも言ったのですけれども、こちらの方は、例えばその小計で、種類数で比較すると分かりやすいと思うのですが、針葉樹で夏季だと、調査区では32種類出ているけれども、対照区では13種類しか出ていない。これは逆に調査区というか、やっている方は種類数が豊富ということになるのですよね。要は、風車を建てることによって鳥類相に変化があるのではないかということを検証するために行われている調査でしょうから、何らかの示唆を与えるような調査結果が出るのが望ましいのですよね。例えば縄張り数が減ったとか、個体数が減ったとかいうことがよく言われたりするのですけれども、僕はそれよりも、例えば、もしあるとすれば、種による感受性の違いがあるのかもしれないと思っています。だから、いわゆる個体数というよりか、種類数というのに今、興味があるので、もし種類数で違いがあるとすれば、どういう種類にその違いが出てくるか、この辺のところを考察する。それがあつて意味、調査をした意義があると思うのです。だから、先ほどの案件とちょっと比較するのは申しわけないですけれども、事業によっては、同じような調査をしたのだけれども、片方は、既設風車がある方で、種類数が多かった。片方は、逆に既設風車から遠い方で、種類数が多かった。そういった調査結果が出るとすると、非常に考察が難しくなるのです。その辺、この結果を出す方がいいのか悪いのか分かりませんが、素直に出すのは構

いませんが、その辺のところをよく考えて、今後、調査計画なり何なりを立ててもらえればと。今回の2つの事業については、もう既に結果が出ているわけで、これを解釈しろといっても非常に難しい。何らかの形で、2つの結果で違いが出たのはいろいろ環境によってこういう違いがあるだろうとか、非常に苦しい考察をしなければいけないかもしれませんが、その辺をよく考えてほしいと思います。いいですか。

○事業者　今現在、ポイントセンサス調査の結果につきましては、確認例数、個体数を整理しておりますけれども、ここで一部整理しておりますとおり、種類数の変化にも着目して、整理していきたいと考えております。

○顧問　評価書に向けて、いろいろ考察を加えるときに十分考慮してやってください。ほかにございませんか。では、特にないようですので、これで締めたいと思います。事務局にお返しします。

○経済産業省　事業者におかれましては、これまで顧問の先生からありましたコメント等を踏まえまして、次の段階に進んでいただきたいと思います。

それでは、これを持ちまして3件目、コスモエコパワー株式会社、(仮称)新むつ小川原ウィンドファーム事業準備書の審査を終了させていただきたいと思います。

それでは3件、準備書の審査が終わりましたので、本日の風力部会は以上を持ちまして終了とさせていただきたいと思います。

長い時間、顧問の先生方、事業者の方、ありがとうございました。

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486